

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第9条	許可の取消し等	生活衛生課

1 法第9条に基づき、食鳥処理場の整備改善を命じ、若しくはその整備改善を行うまでの間当該食鳥処理場の全部若しくは一部の使用を禁止する場合の審査基準は次のとおり。

法第5条第2項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなった場合であって、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。(ここでいう厚生労働省令で定める基準とは、法施行規則第2条の2に規定される構造設備基準を指す。)

2 法第9条に基づき、食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命じる場合の審査基準は次のとおり。

法第5条第2項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなった場合であって、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。(ここでいう厚生労働省令で定める基準とは、法施行規則第2条の2に規定される構造設備基準を指す。)

3 前記2の停止処分期間は次のとおり。

6月以内の期間であって、改善に要する相当期間。

4 法第9条に基づき、法第3条の許可を取り消す場合の審査基準は次のとおり。

法第5条第2項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなった場合であって、前記1又は2の処分による改善が見込まれず、許可を取り消す必要があると保健所長が認めること。(ここでいう厚生労働省令で定める基準とは、法施行規則第2条の2に規定される構造設備基準を指す。)

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。